

千葉市教育委員会サービス管理者等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市教育委員会に所属する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員及び同条第3項第3号に規定する本市の非常勤の嘱託員その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）の職務に係る倫理の保持及びサービス規律の徹底を図るために設置するサービス管理者等の職務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(サービス管理者等の設置)

第2条 千葉市教育委員会に総括サービス管理者、サービス管理者及びサービス管理推進員を置き、それぞれ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総括サービス管理者 教育長
- (2) サービス管理者 教育次長
- (3) サービス管理推進員 教育職員課長

(サービス管理者等の職務)

第3条 サービス管理者は、所属職員のサービスを管理し、サービス管理推進員と連携して、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 職員の職務に係る倫理の保持及びサービス規律の遵守に係る研修、啓発等を企画し、所属長と協力して、これを実施すること。
- (2) 次に掲げる訪問を行うこと。
 - ア 定期訪問 毎年度に1回程度、組織規則第16条に規定する課並びに同規則第20条に規定する教育機関及び学校（以下「課等」という。）を訪問し、サービス規律の遵守等について必要に応じて指導すること。
 - イ 臨時訪問 定期訪問と別に必要があると認めた場合に、各課等を訪問し、事務の適正な執行について確認するとともに、サービス規律の遵守等について指導すること。
 - ウ 特別訪問 不祥事等が発生した後に、当該課等において講じられる再発を防止する取組みの実施状況とその効果について訪問により確認し、必要に応じて指導すること。
- (3) 前2号に規定する研修、啓発等及び定期訪問の実施について、様式第1号及び様式第2号により、毎年度当初に当該年度の実施計画を策定し、前年度の実施結果を添付して、当該年度の5月15日までに総括サービス管理者に報告すること。
- (4) 不祥事等が発生した場合に、次により対応すること。
 - ア 発生した不祥事等の状況を把握し、速やかに総括サービス管理者へ報告するとともに、当該不祥事等によって生じた問題に迅速かつ的確に対応すること。
 - イ サービス管理推進員及び不祥事等が発生した課等の長と連携して、再発防止策を講ずるとともに、必要に応じて、当該課等の長及びその所属職員に対して指導すること。
- (5) 不祥事等が発生するおそれがあると認める場合に、その状況を把握し、速やかに総

括服務管理者へ報告するとともに、当該課等の長及びその所属職員に対して必要な指導を行うなどにより、不祥事等の未然防止に努めること。

(6) その他服務管理に関して必要な措置をとること。

2 前項第2号に規定する職務のうち、学校への訪問については、服務管理推進員による訪問をもってこれに代えることができる。この場合において、同号ア中「毎年度に1回程度」とあるのは、「服務管理者が諸事情を勘案して別に定める頻度」と読み替えるものとする。

3 服務管理者は、その職務を遂行するために必要があるときは、総括服務管理者と協議の上、教育総務部長、学校教育部長及び生涯学習部長の職にある者を服務管理補助者として指定することができる。

(総括服務管理者の職務)

第4条 総括服務管理者は、必要に応じ市長部局の総括服務管理者と協議しながら、次に掲げる事務を処理する。

(1) 前条第1項第3号の規定により服務管理者から報告を受けた実施計画及び実施結果について検証を行い、必要に応じて服務管理者に対して助言又は指導をすること。

(2) その他服務管理に関して、服務管理者に対して、必要な助言又は指導をするとともに、必要に応じて報告を求めること。

(服務管理推進員の職務)

第5条 服務管理推進員は、第3条に定めるもののほか、服務管理者がその職務を遂行するに当たり、必要な支援等を行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総括服務管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月9日から施行する。ただし、第3条第3号の規定のうち、実施計画の策定に係る部分は平成21年4月1日から、前年度の実施結果の報告に係る部分は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。